

訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）に規定する訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護サービス」という。）の利用について、高槻市（以下「市」という。）が低所得者と承認した介護保険の要支援又は要介護者（以下「軽減対象者」という。）に対し、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する軽減対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用して来た者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となったもの。
- (2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

(軽減内容)

第3条 前条に掲げる対象者の利用者負担割合は、0%（全額免除）とする。

(申請)

第4条 第1条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は訪問介護サービスを利用する日までに、「訪問介護利用者負担額減額申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 第7条に規定する軽減の有効期限後も、引き継いで軽減を受けようとする者は、各年ごとに、8月1日までに申請書を市長に提出するものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、「訪問介護利用者負担額減額決定通知書」（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項において、軽減対象者として決定した者については、決定通知書とあわせて、「訪問介護利用者負担額減額認定書」（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付する。

(軽減の適用日)

第6条 軽減は、申請日の属する月の初日から適用するものとする。

(軽減の有効期限)

第7条 軽減の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請日が4月1日から7月31日までの間にある場合は、当該年度の7月31日までとする。

(認定証の返還)

第8条 認定証の交付を受けた者が被保険者資格を喪失した場合又は要支援・要介護状態に該当しなくなった場合は、直ちに当該認定証を返還するものとする。

(認定証の提示)

第9条 認定証の交付を受けた者は、訪問介護のサービスを利用する際には、事前に認定証をサービス事業者提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合あるいは第4条第1項ただし書きに掲げる場合であって申請手続きが未了であるときには、申請手続中である旨又は速やかに申請を行う旨を申し出るものとする。なお、この場合にあつては、認定証が交付された後速やかに提示するものとする。

(利用者負担)

第10条 認定証の交付を受けた者は、訪問介護サービスの利用に伴い、サービス提供事業者に対し、認定を受けた軽減率により算定された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第11条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による利用者負担の軽減を受けた者は、軽減額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則 (平成12年3月21日制定)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、この要綱制定日から適用する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から適用し、改正後の第12条については平成15年10月6日より適用されていたものとみなす。

附 則

この要綱は平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日より適用とする。

附 則

この要綱は平成20年12月2日から施行し、平成20年4月1日より適用とする。

附 則

この要綱は平成21年6月8日から施行し、平成21年4月1日より適用とする。

附 則

この要綱は平成26年10月30日から施行し、平成26年4月1日より適用とする。

附 則

- 1 この要綱は令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、本要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日より適用とする。